

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等へ反映の有無
1	<p>1.政府の顔色を伺ってばかりの自治体をこれ以上増やさないためにも政府の昨日はどんどん自治体へ委譲すべきである。                  2.委譲に伴い当該の政府ポストにいる官僚は削減することが妥当である。                  3.削減する政府官僚の地方自治体への天下りのないよう十分監視をする事。</p>	ご意見として承ります。	なし
2	<p>独立行政法人の京都市立病院が、30年間薄暗い階段経路の電灯を改善せず、患者と患者家族にストーカーする警備業界でも暴力団系とみられるガラの悪い星光ビル管理会社警備員の問題が解決されない！</p>	ご意見として承ります。	なし
3	<p>本改正に反対ではない。                  指定都市であれば特に問題無いのではないかと思われた。</p>	ご意見として承ります。	なし
4	<p>医療法は一部改正を繰り返してきたことや大都市特例などのため分かりにくくなっています。全面的な改正を行って分かりやすくし、その際、医療資格や保険制度などを総合的に規定した医療基本法にするとよいと思います。</p> <p>以下は、意見とは別に、分かりにくい点についての参考です。                  例えば、既に大都市特例が適用されている病院について、医療法第7条の2第6項の医療審議会の意見を聴くことを、地方自治法施行令第174条の35(以下「本条」)により指定都市に適用があるものとするれば、医療法第5章の医療計画等には指定都市が意見を聴くことができる法的根拠が見受けられませんし、実務的には都道府県に依頼するしかありません。逆に、大都市特例が適用されないと仮定して都道府県の事務とすると、医療法第7条の2第3項によって都道府県が病院に命じた場合は同条第6項の都道府県医療審議会の意見を聴くが、指定都市が命じた場合は聴かなくてもよいと読めます。</p> <p>今般の指定都市への診療所の病床設置許可の権限移譲は、医療法で診療所開設許可事務等は保健所設置市の事務となっているように、既に実施した病院に関する特例以上の権限委譲とすべきです。</p> <p>この解決のためには、                  (1) 本条第1項中の「同法第7条の2第3項から第7項までの規定による条例の制定等」を削り、診療所及び助産所に係るもの、診療所に係るものに並べて「病院及び診療所に係る法第7条の2第4項及び第5項の規定による条例の制定、同条第6項」を加える。これにより同条第3項及び第7項は病院と診療所ともに指定都市事務に移譲される。                  (2) 指定都市に適用するための読替として、本条第3項中に、医療法第7条の2第3項に係る事項として、条文の末尾に都道府県知事に協議し、その同意を求めることを加える。また、医療法第7条の2第6項に係る事項として、都道府県知事が都道府県医療審議会の意見を聴く対象を「第1項若しくは第2項の規定により前条第1項から第3項までの同意をしないこととし又は第3項の規定により同意しようとするとき」とする。                  (3) これらに関連してですが、医療法施行令第1条の表中、上欄「第18条ただし書」の読替において「診療所にあつては」に並べて非専属の薬剤師によることが理論的にはあるので「病院にあつては、その開設地が地方自治法第252条の19第1項の指定都市の区域にある場合においては、当該指定都市の市長」を加える。</p>	ご意見として承ります。	なし